

豊中市人材育成基本方針推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 人材育成基本方針及びこれに基づく研修・人事各制度の実施にあたり、研修・人事・職場が連携を図りながら効果的な推進方策等を調査検討するため、人材育成基本方針推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成基本方針及びこれに基づく研修・人事各制度の実施状況の調査
- (2) 人材育成基本方針及びこれに基づく研修・人事各制度の効果的な推進方策の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、総務部人材戦略長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 委員会に、専門の事項を調査検討するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、当該専門の事項の関係部課の職員のうちから、委員長が指名する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項の調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(専門部会)

第6条 委員長は、専門の事項を調査検討するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、副委員長をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、専門部会における調査検討状況及び結果を委員会に報告するものとする。

(作業部会)

第7条 委員会で審議する第2条にかかる事項に関して専門的な調査研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会のメンバーは、委員の所属する部の職員のうちから、委員の推薦に基づき、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年7月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表：委員となる者の職

総務部	人事課長
	職員課長
福祉部	地域共生課長
健康医療部	健康政策課長
こども未来部	こども政策課長
環境部	資源循環長
都市基盤部	交通政策課長
市立豊中病院	病院総務課長
消防局	消防総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長
上下水道局経営部	総務課長